

議案第 55 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児と仕事とを両立しやすくするための育児休業等に係る国の制度改正を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うため改正する。

[内 容]

1 非常勤職員に係る育児休業の取得要件等の見直し

(1) 育児休業の取得要件の緩和（第 2 条関係）

非常勤職員が子の出生後 5 7 日間以内に育児休業を取得する場合における在職の見通しに係る要件を、当該期間の末日から 6 か月を経過する日（現行は、子の 1 歳 6 か月到達日）までに任期が満了し、引き続き採用されないことが明らかでないこととする。

(2) 1 歳以上の子に係る育児休業の柔軟化（第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 関係）

非常勤職員の子が 1 歳以上 1 歳 6 か月又は 2 歳到達日までの期間に行う育児休業について、配偶者と期間中に交代で取得することができることとする。

2 再度の育児休業に係る申出制度の廃止（第 3 条及び第 11 条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、同一の子について原則 2 回（現行は、原則 1 回）まで育児休業を取得することができることとなることに伴い、育児休業等計画書による再度の育児休業に係る申出制度を廃止することとする。

3 任期付職員の任期の更新等に伴う育児休業の取得（第 3 条関係）

任期を定めて採用された職員が任期の末日まで育児休業をしている場合であって、その任期が更新され、又は引き続き採用されるときは、再度、新たな任期の初日から育児休業を取得することができることとする。

[適 用]

令和 4 年 10 月 1 日